

旧RD最終処分場に係る特定支障除去等事業について

1. 旧RD最終処分場の概要(資料2-1)

所在地：滋賀県栗東市小野

事業者：(株)アール・ディエンジニアリング

処分場概要：①安定型最終処分場

許可品目：廃プラスチック、ゴムくず、ガラス陶磁器くず、がれき類

面積：48,541 m²

容量：許可 401,188 m³、実埋立量 714,000 m³

埋立期間：S54.12.26～H10.5.27

②焼却施設(2基)

許可品目：有機性汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラス陶磁器くず、がれき類、特別管理産業廃棄物(汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性廃棄物)

処理能力：東側焼却炉(木くず専用炉) 4.8t/日

南側焼却炉 8.1 m³/日(汚泥の場合)

運転期間：S61.12.5～H12.1.25(県からの自粛要請による)

2. RD最終処分場問題の経過

H11.10.12 処分場排水管から硫化水素検出

H17.9.30 処分場西側平坦部ドラム缶掘削調査(ドラム缶5個発見)

H17.12.16～22 処分場西側平坦部ドラム缶追加掘削調査(ドラム缶100個、一斗缶69個、ポリタンク1個発見)

H18.6.19 RD社破産手続開始決定

H18.10.6 対応方針(案)の公表

H18.12.26 RD最終処分場問題対策委員会の開催(以降15回開催)

H19.2.27 RD最終処分場問題行政対応検証委員会の開催(以降12回開催)

H20.5.15 実施計画策定(対策工選定)の基本方針の公表(D案(のちに内容を追加して「よりよい原位置浄化策」となる)を基本とする)

H21.1.28 栗東市議会が「よりよい原位置浄化策」を実施計画策定の基本とすることに
ついて同意の議決(賛成多数、付帯決議あり)

H21.2.5 「よりよい原位置浄化策」に係る当初予算見送りを表明

H22.1.23 「環境省の助言」「環境省からの助言等を踏まえたRD事案に関する今後の
県の対応について(以下「県の対応」という。)」を周辺7自治会長に説明

H22.6.17,20 周辺7自治会が「県の対応」に基づく有害物調査の実施に同意

H22.6.28 周辺7自治会と県との話し合い(以降月1回程度開催)

H22.10.30 第1回旧RD最終処分場有害物調査検討委員会開催

H22.11.24 一次調査開始

:

- H23. 11. 14 一次対策工事の実施について周辺 7 自治会と合意
- H23. 11. 18 行政対応追加検証委員会開催 (H23. 12. 10 終了)
- H24. 1. 16 二次調査開始
- H24. 2. 12 第 6 回旧 RD 最終処分場有害物調査検討委員会開催
- H24. 5. 16 二次対策基本方針の公表
- H24. 5. 21 周辺 7 自治会と県との話し合い (H22. 6 の調査同意以降 24 回目の開催)

(別表) 旧 RD 最終処分場有害物調査検討委員会 委員名簿

氏 名	役 職	専 門
大 嶺 聖	九州大学大学院工学研究院 准教授	地盤工学
小野 雄策	日本工業大学 ものづくり環境学科 教授	廃棄物処理処分工学
梶山 正三	弁護士 理学博士	環境科学
大東 憲二	大同大学工学部 都市環境デザイン学科 教授	環境地盤工学 地下水工学
委員長 樋口壯太郎	福岡大学大学院 工学研究科 教授	廃棄物工学

3. 有害物調査結果の概要 (資料 2-2)

旧処分場を 30m 格子に分割して実施した 42 本のボーリング調査結果等の概要は次のとおり。

(1) 廃棄物土

- ① 土壤環境基準を超えるテトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、ベンゼン、砒素、ふっ素、ほう素が 1~7 箇所から検出された。
- ② 特にテトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレンについては、1 箇所から、特別管理産業廃棄物の基準を超える濃度で検出された。
- ③ 土壤環境基準を超えるダイオキシン類が 2 箇所から検出された。
- ④ 地下水環境基準を超える塩化ビニルモノマーが 1 箇所から検出された。

(2) 地下水

- 1, 2-ジクロロエチレン、砒素、ほう素、総水銀、塩化ビニルモノマー、1, 4-ジオキサンが地下水環境基準を超えて検出された。

4. 対策工事 (全体) の概要

(1) 対策工事では、以下の生活環境保全上の支障またはその生じるおそれ (以下「支障等」という。) を除去する。

- ① 法面の一部急峻、未覆土による廃棄物飛散流出のおそれ
- ② 地下水の汚染拡散のおそれ

③硫化水素ガスの悪臭による周辺的生活環境への支障のおそれ

- (2) 対策工事は、平成 24 年度に着手・完了する一次対策工事と 25 年度に着手する二次対策工事に分割して実施する。
- (3) 一次対策工事では、現段階で確定できる有害物の除去と既存水処理施設を活用した浸透水揚水処理を行い、上記(1)②の支障等の一部を除去する。
- (4) 二次対策工事では、一次対策で除去できなかった支障等除去のための工事を行う。

5. 一次対策工事の概要（資料 2 - 3）

- ・現段階で確定できる有害物の除去と既存水処理施設を活用した浸透水揚水処理で構成
- ・全体工期は 9 ヶ月程度

(1) 有害物除去

- ・東側焼却炉跡地周辺を約 10,000 m³掘削
- ・掘削深さは 3 ~ 5 m を基本
- ・バックホウによるオープン掘削
- ・掘削物のうち有害物（特別管理産業廃棄物相当のもの、液状廃棄物等の入ったドラム缶等、液状廃棄物が浸潤した土砂等）については場外処分
- ・有害物以外の掘削物は場内で適正保管し、二次対策工事において適正に処理

(2) 浸透水揚水処理

- ・旧処分場内に新たに浸透水揚水井戸を設置（1 箇所）
- ・揚水した浸透水は既設水処理施設で処理し、処理水は下水道に放流
- ・処理水量は 105 m³/日

6. 二次対策工事の概要（資料 2 - 4）

- ・廃棄物を掘削・分別して有害物等を処分し、併せて浸透水の漏出防止と水位低下ならびに地下水・雨水の流入抑制対策を行う。
- ・全体工期は 4 ~ 6 年程度

(1) 廃棄物掘削・分別・有害物等処分

- ・旧処分場の西側と北側の廃棄物土を掘削し、廃棄物層底面の遮水層（粘性土層）が欠如し、下位の透水層（砂層）への汚染浸透水の漏洩が想定される箇所の遮水、側面の透水層の遮水を行うとともに、ドラム缶埋立想定箇所の状況確認と環境基準を超える有害物除去を行う。
- ・掘削した廃棄物土は分別して、埋め戻し材として有効利用できるものについては場内に埋め戻す。
- ・埋め戻しの際は安定勾配で埋め戻す。
- ・有害物や廃棄物（プラスチック、木くず等）については場外処分する。

(2) 浸透水漏出防止・地下水流入抑制

- ・上記(1)で述べた透水層の遮水および旧処分場東側への遮水壁構築により、浸透水の漏出を防止するとともに、周辺地下水の流入を抑制して浸透水量を抑える。

(3) 浸透水の揚水処理

- ・浸透水流向の下流にあたる沈砂池付近に浸透水貯留層を設け、そこから浸透水をくみ上げて水処理することにより、場内の浄化を進める。
- ・処理水は下水道に放流する。
- ・揚水によって浸透水水位を低下させ、硫化水素ガスの発生を抑制する。
- ・浸透水貯留層への浸透水集水を促進するため、上記(1)で掘削した部分にドレーンパイプ(集水管)を設置する。

(4) キャッピング

- ・旧処分場地表面をキャッピングすることにより、廃棄物の飛散流出を防止するとともに、雨水の浸透を抑制し浸透水量を抑える。

7. スケジュール(資料2-5)

(1) 一次対策

- | | |
|-------|----------|
| 6月 | 工事入札公告 |
| 8月 | 契約 |
| H25.3 | 一次対策工事完了 |

(2) 二次対策

- | | |
|----------|---------------------|
| 9~12月 | 実施計画策定(一次対策実施計画の変更) |
| (10~11月) | 環境審議会審議、栗東市意見聴取 |
| H25.3 | 実施計画書提出(環境大臣協議) |
| H25.5頃 | 環境大臣同意 |
| H25.12~ | 二次対策工事 |